

都市計画説明会に関する記録

(千葉県都市計画公聴会等運営要綱第12条第2項に基づく記録)

項 目		内 容
(1)	素案の種類及び名称	千葉都市計画地区計画（稲毛海岸5丁目地区） 千葉都市計画地区計画（蘇我副都心臨海地区） 千葉都市計画地区計画（千葉中央第六地区） 千葉都市計画地区計画（千葉中央地区） 千葉都市計画地区計画（高田町地区） 千葉都市計画地区計画（千葉駅西口地区）
(2)	素案の概要	地区計画の中には、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（以下風営法）、又は、「建築基準法」を引用して建築物の用途の制限を行っている地区がある。両法律の一部が改正されたため、両法律を引用して用途の制限を行ってきた地区計画に不整合が生じており、不整合を解消するために地区計画の変更を行う。
(3)	都市計画説明会の日時及び場所	日時：平成28年 7月16日（土） 10：00から10：30 場所：千葉中央コミュニティセンター8階「海鷗」（中央区千葉港2-1）
(4)	出席者の人数	出席者 1名 <参考> ホームページへのアクセス件数 140件
(5)	出席者が述べた質疑又は意見の要旨	ダンスホールはこれから増えていくのでしょうか。
(6)	前号の内容に対する市の回答又は見解	実際にはわかりませんが、今回の風営法改正によって、ダンスホールは規制対象から除外されたため、増えていくことは考えられます。